

さいたま市における
家庭教育支援のための方策について（提言）

～家庭や地域の教育力を高める生涯学習推進の方向～

平成21年9月

さいたま市社会教育委員会議

はじめに

家庭教育は、幼児期の親子の絆の形成に始まり、家族とのふれあいを通じ、基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりなどの、生きていく上で必要とされる力を育成するものであり、全ての教育の出発点であると言える。

しかしながら、平成18年度に国立教育政策研究所が行った家庭の教育力再生に関する実態調査において、8割を超える親が「家庭の教育力が低下している」と受け止めていることが明らかになっている。回答結果によると、低下している理由としては、子どもに対して過保護・過干渉な親の増加、テレビや雑誌などの悪影響、しつけや教育の仕方がわからない親や無関心な親の増加等が上位を占めている。

地域や家庭の教育力の低下が危惧される中で、国においては、平成18年12月に教育基本法を改正し、新たに家庭教育に関する条文を規定し、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること及び国や地方公共団体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等家庭教育支援に必要な施策を講ずるよう努めるべき旨が示された。

こうした背景のもと、さいたま市社会教育委員会議は、「家庭教育支援」をテーマに平成19、20年度の2年間にわたり議論を重ねてきた。

議論は多方面にわたり、近年の都市化や核家族化等の進展により、地縁的つながりの中で子育ての知恵を得る機会が少なくなってきたこと、人々の価値観の多様化に伴い親の家庭教育に関する考え方も年々変化してきていること、また、家庭という場はそもそも「私」の領域であって、そこへ「公」がどのように関わるかは非常に難しい問題であることなどをはじめとした、活発な議論が交された。

このたび、本市の家庭教育に関する事業等の現状及びこれまでの各委員の意見を整理し、具現化するための方向性を提言という形でここにとりまとめを行った。本提言が、今後の本市の家庭教育支援施策の推進力となることを切に願うものである。

平成21年9月

さいたま市社会教育委員会議

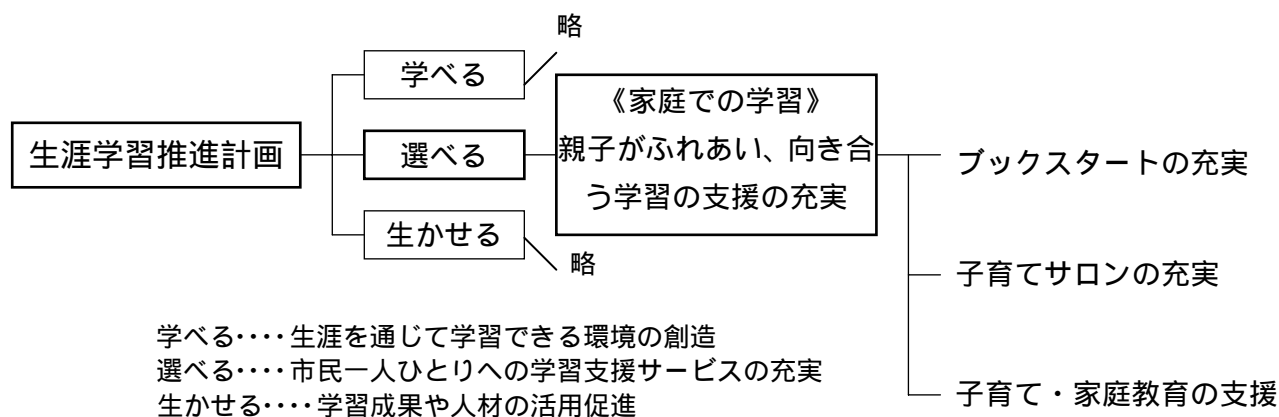
目 次

第一章	さいたま市における家庭教育支援の現状	1
1	生涯学習推進計画上での位置づけ	1
2	本市の家庭教育に関する事業の現状	1
	(1) 本市事業の実施状況	1
	(2) P T A活動(公民館共催含む)の家庭教育関連事業の実施状況	3
	(3) 傾向	4
第二章	社会教育委員会議の主な意見の整理	5
1	家庭教育支援に関する意見等	5
	(1) 家庭・親(保護者)全般について	5
	(2) 学校について	6
	(3) 地域・団体について	6
	(4) 行政について	6
	(5) 家庭教育全般・その他	6
2	支援のための方策の方向に関する意見等	7
	(1) 家庭教育に関する学習機会の充実	7
	(2) 家庭教育に関する相談及び情報の収集と提供	7
	(3) 行政の役割	8
第三章	家庭教育支援施策に向けての提言	9
1	家庭教育への取り組みをより充実させること	
2	優れた指導者の育成、協力者の確保に努めること	
3	家庭教育に関する相談・情報提供を充実させること	
4	行政支援の体制を整備し、事業の充実を図ること	
【参 考】		
	提言に至るまでの経過	10
	さいたま市社会教育委員名簿	11

第一章 さいたま市における家庭教育支援の現状

1 生涯学習推進計画上での位置づけ

平成17年3月に策定した「さいたま市生涯学習推進計画」において、家庭での学習支援を下図のとおり位置づけている。



2 本市の家庭教育に関する事業の現状

前述の生涯学習振興計画における本市の家庭教育に関する主な取り組みは、次のとおりである。

(1) 本市事業の実施内容

【ブックスタートの充実】

事業名	概要	平成17年度 事業実施状況	平成18年度 事業実施状況	平成19年度 事業実施状況
ブックスタート (子育て支援課)	乳児とその保護者に、図書館司書やボランティアによる絵本の読み方のアドバイスを行う。	ブックスタートパック引き換え人数 5,431人	ブックスタートパック引き換え人数 6,502人	ブックスタートパック引き換え人数 6,543人

【子育てサロンの充実】

事業名	概要	平成17年度 事業実施状況	平成18年度 事業実施状況	平成19年度 事業実施状況
(*1) 子育てサロン (生涯学習総合センター・公民館)	生涯学習総合センター及び公民館において、親子の居場所づくりとして、公民館とサポーター(市民ボランティア)との協働による「子育てサロン」を開設する。	生涯学習総合センター及び地区公民館4館で実施 参加延人数 2,908人	生涯学習総合センター及び地区公民館19館で実施 参加延人数 10,665人	生涯学習総合センター及び地区公民館23館で実施 参加延人数 15,297人 (うち、子育てサロンサポーターによるサロンは、生涯学習総合センター及び6館で実施)

事業名	概要	平成17年度 事業実施状況	平成18年度 事業実施状況	平成19年度 事業実施状況
(*2) 子育てサロンサポ ーター養成講座 (生涯学習総合セン ター・公民館)	子育てサロンの運営 や、子育ての相談に応 じたり、仲間づくりの 手助けをするサポ ーター(市民ボランティア) を、サロン開設予定の 地区公民館で養成す る。	生涯学習総合セン ター、地区公民館2 館で講座を開催 参加延人数 114人	生涯学習総合セン ター、地区公民館3 館で講座を開催 参加延人数 319人	開設予定の地区公 民館2館で講座を 開催、又、サポ ーター増員のための 講座を1館で開催 参加延人数 225人

【子育て・家庭教育の支援】

事業名	概要	平成17年度 事業実施状況	平成18年度 事業実施状況	平成19年度 事業実施状況
育児学級の充実 (区保健センター)	乳幼児とその保護者 を対象に、育児につ いての学習や親子の ふれあいを通じて親 同士の交流を図る	10区保健センター で実施 参加延人数 2,992人	10区保健センター で実施 参加延人数 3,227人	10区保健センター で実施 参加延人数 3,247人
(*3) 育児相談の充実 (区保健センター)	乳幼児とその保護者 を対象に、育児相談 やその他の心配事の 相談を行う。	10区保健センター で実施 乳児参加延人数 3,700人 幼児参加延人数 3,145人	10区保健センター で実施 乳児参加延人数 3,660人 幼児参加延人数 3,176人	10区保健センター で実施 乳児参加延人数 3,586人 幼児参加延人数 2,881人
(*4) 子育て講座 (生涯学習振興課)	市立小中学校の児 童・生徒の保護者を 対象とした家庭教育 に関する講座を、学 校と連携して、入 学説明会等の機会 を利用し開設する。	小学校88校 参加者数 10,417人 中学校20校 参加者数 2,646人	小学校88校 参加者数 10,204人 中学校16校 参加者数 1,889人	小学校94校 参加者数 10,606人 中学校15校 参加者数 1,988人
(*5) 子育て・家庭教育 講座 (生涯学習総合セン ター・公民館)	生涯学習総合セン ター及び地区公民館 において、幼児期 から小中学生の保 護者を対象に子育 て・家庭教育に関 する講座を実施す る。	実施講座数 70講座 (全207回) 参加延人数 7,176人	実施講座数 143講座 (全447回) 参加延人数 14,671人	実施講座数 143講座 (全562回) 参加延人数 18,568人
放課後子ども教室 (子育て支援課)	放課後や週末等に 、小学校の余裕教 室等を活用して、 子どもたちの居 場所を設け、様 々な活動を行う。			市内13カ所で実施 参加延人数 40,758人
子育てサークル支 援事業 (生涯学習総合セン ター・公民館)	子育てサークルの 交流、ネットワーク 化の推進や親子の 交流などを目的と した子育てフェス タを実施する。	生涯学習総合セン ター子育てフェス タ 参加人数 550人	子育てミニフェス タ 子育てフェスタ 参加人数 1,317人 (ミニフェスタ含む)	区単位で実施 (生涯学習総合セ ンター・公民館・ 市民企画委員の共 催で実施) 参加人数 512人

事業名	概要	平成17年度 事業実施状況	平成18年度 事業実施状況	平成19年度 事業実施状況
(*6) 子育てに悩む親たちのための子育てセミナー (生涯学習総合センター・公民館)	不登校やひきこもりなど、子育てに悩む親たちを支援するため、子育て支援セミナー等の講座を実施する。	子育て支援セミナー 参加延人数 80人	子育て支援セミナー 参加延人数 42人	子育て支援セミナー 参加人数 12人 子育てカウンセリング 参加延人数 38人
幼児教育講演会 (指導1課)	保護者、幼児関係者を対象に、専門家が幼児教育に関する講義を行う。	年間2回実施 参加者数 350人	年間2回実施 参加者数 323人	年間2回実施 参加者数 323人
ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム (子育て支援センター)	0歳から5歳までの子どもを持つ親を対象に、グループでの話し合いを行いながら、自分にあった子育てのやり方を学ぶ。			平成20年度、4つの子育て支援センターで実施

(以下において、*1～6は上記表を参考とする)

(2) PTA活動(公民館共催含む)の家庭教育関連事業の状況

平成20年10月に教育委員会生涯学習部生涯学習振興課において実施された、PTA活動における家庭教育に関連する事業の調査の概要は、次のとおりである。

(調査対象 小学校 98校/101校)
(中学校 57校/57校)

家庭教育学級の状況

ア) 家庭教育学級の開催の有無

PTA主催(公民館等共催含む)の家庭教育学級開催については、小学校では101校中68校が開催しており、全体の67.3%が実施していた。また、中学校では、57校中31校が開催しており、全体の54.4%が実施していた。

イ) 家庭教育学級の主な内容

複数回答有(校)

	家庭教育全般	しつけ	接し方	食育	健康	勉強方法	親自身のこと	その他
小学校	41 24.5%	11 6.6%	17 10.2%	25 15.0%	30 17.9%	2 1.2%	16 9.6%	25 15%
中学校	16 18.9%	9 10.6%	11 12.9%	12 14.1%	12 14.1%	4 4.7%	10 11.8%	11 12.9%

上記の表から、小学校、中学校とも、家庭教育全般、健康、食育に関する内容が主であり、その他の内訳は、防犯、交通安全、人権、携帯電話、性教育等であった。

情報提供の状況

ア) 広報誌等への家庭教育関連記事の記載の有無

広報誌等への家庭教育関連に関する記事の掲載については、小学校では101校中54校が掲載しており、全体の54.5%が実施していた。また、中学校では、57校中26校が実施しており、全体の45.61%が実施していた。

イ) 主な掲載内容

	複数回答有(校)							
	家庭教育全般	しつけ	接し方	食育	健康	勉強方法	親自身のこと	その他
小学校	26 24.5%	8 6.6%	11 10.2%	20 15.0%	16 17.9%	2 1.2%	6 9.6%	15 15%
中学校	13 26.5%	7 14.3%	6 12.2%	9 18.4%	3 6.1%	2 4.1%	4 8.2%	5 10.2%

上記の表から、小学校、中学校とも、家庭教育全般、食育、健康に関する内容が主であり、その他の内訳は放課後の過ごし方、防犯、交通安全、性教育等であった。

「父親部会」及び「おやじの会」の状況について

P T Aとしての父親部会の有無については、小学校では101校中11校が有、85校が無、5校が無回答であった。中学校では57校中1校が有、56校が無という結果であった。

また、「おやじの会」については、小学校では101校中18校が有、74校が無、9校が無回答であった。中学校では57校中5校が有、48校が無、4校が無回答という結果であった。

(3) 傾向

「子育てサロン(*1)」「子育て・家庭教育講座(*5)」は、参加者が大幅に伸び、事業が活発に行われている。一方、その他の事業は参加者数がほぼ横ばいである。

「育児相談の充実(*3)」「子育てに悩む親たちのための子育てセミナー(*6)」は、年々参加者が減少している。

P T A主催(公民館等共催含む)の家庭教育学級の開催については、小学校及び中学校でも概ね実施されている。

P T A広報誌等への家庭教育関連記事の記載についても、概ね情報が提供されている。

第二章 社会教育委員会議の主な意見の整理

さいたま市では、公民館などの社会教育施設や保健センター等において、家庭教育に関する様々な学習機会の提供を行っている。また、多くのPTA等の地域団体においても学習機会や生涯学習情報の提供を行っている。

これらの現状を踏まえ、2ヶ年にわたり重ねてきた議論の主な内容は、次のとおりである。

1 家庭教育支援に関する意見等

(1) 家庭・親（保護者）全般について

家庭・親

- ・ しつけは、親の責任である。しかし家庭教育を家庭や親に限定することはできない。
- ・ 家庭教育の役割を考える必要がある。
- ・ 家庭に家庭教育や子育てについて考えてもらうためのヒントを、提案しなければならない。
- ・ 親の教育が必要なことから「親育て」を確立するべきである。
- ・ 理論で子育てしようとしている親がつかずいている、と感じることがある。
- ・ 我が子の言うことだけが真実と考え、相手の立場を考えられない親が多い。
- ・ 問題を抱えている家庭は地域から孤立していることが多いため、情報に触れることもできないことが多々ある。
- ・ 不登校の児童の親は、その子のためになるか、ならないかで対応方法を考える必要がある。支援は甘やかすことではない。支援は育てるという観点でなければいけない。
- ・ 保護者の意識を変えることで、子の不登校を立ち直らせることができた事例がある。
- ・ 今の親は先生を尊敬していないのではないか。
- ・ 家庭内で夫婦の会話の時間がどれだけあるか、それが基本である。基本的な家庭の構築が出来ていないと、どんなアドバイスをしても受け入れられない。

相談・連携

- ・ 相談する時間もなく働いている親をどうやって支えていくのか。
- ・ いじめを受けている不登校の生徒のケースで、担任、保護者、教育相談室等と連携した対応で、良い結果が得られた。

働いている親（父母）の参画

- ・ 母子家庭やひとり親家庭が増えている。当事者のニーズを考えることが必要である。
- ・ 母子家庭が増えている中、父親参加の呼びかけが、多くの子どもを傷つけているのではないか。
- ・ 子どもに良い影響があれば、父親も参加してくれるようになる。

ワークライフバランス

- ・ 家庭を論じるということは、社会を論じることである。「自主・自立・自発」のためには、社会的な条件がそろわないと難しい。
- ・ 長時間労働の状況において、日常、家庭で父親の顔を見ることができているのか、実際変えていくには、企業等への働きかけをするなどの方策も必要ではないか。

(2) 学校について

学校と家庭のつながり

- ・ 学校としては、様々な講習会等を通じ、学校教育と家庭教育とが重なる部分を作ろうと呼びかけている。
- ・ 小学校では、家庭に「学校に子どもを元気に送り出してください。だから夜も早めに寝かせて下さい。」という依頼をしている。
- ・ 教師が子どもを叱れない、という。叱ると家庭からひどい苦情が来るからだそうだ。親は社会の一員としての常識を持つべきであろう。また、子どもは自分の悪事を自覚し、叱れない教師や常識的でない親のこともきちんと見ている。

(3) 地域・団体について

地域の役割・連携

- ・ 中学校では地域のことを知らない生徒や教員が増えている。生徒も教員も地域を知り、学ぶことが大切と考えている。
- ・ ひとり親の家庭が多い。支えとして足りないところを補うかたちで地域等に支えてもらいたい。
- ・ 自分の経験では、地域の人に育てられたことが助かった。今は地域で声をかけると“変な人”となってしまう場合もある。
- ・ 地域という言葉は抽象的である。地域の解釈が具体的になると、地域の役割が見えてくる。
- ・ 自治会等で協力を呼びかけても、無関心層が増えている。

(4) 行政について

行政の役割

- ・ 行政がすべきことは、学習機会及び情報の提供であろう。
- ・ 行政が企業に家庭教育の講師を派遣し、企業内で研修を行うという施策は、行政が「あるべき家庭像」や「家庭教育の理想」を固定化してしまいそうで恐ろしい。
- ・ 教育基本法の改正で「家庭教育」が取りあげられたことで、かつての「期待される人間像」のように「よき親の姿」が押し付けられそうで、不安を抱く。
- ・ 行政がやるべきことは、セーフティネットの整備であると考えます。その1つとして、学校と地域のネットワークの構築が必要である。また、日本人だけでなく市内の外国人の子育てにも、行政や地域がきめ細かく支援することも必要である。
- ・ 家庭に、家庭教育や子育てについて考えてもらうためのヒントを、我々社会教育の人間が提案しなければならない。

情報の提供・ネットワーク構築

- ・ ネットワークを構築し、個々の活動の連携をとり学校への情報提供をしてほしい。
- ・ 一人ひとりの保護者に公平に情報が伝わるシステムを考えるべきである。
- ・ 子育てに関する事業関係課との連携を図り、事業を整理し、それぞれを統合・調整すれば効果的な事業を推進できると思える。
- ・ 生涯学習振興課が行うべき業務、生涯学習総合センターが行うべき業務を明確化する必要がある。

(5) 家庭教育全般・その他

参加しない親への呼びかけ

- ・講演会、親業講座を開催しても、参加してもらいたい人は参加しない。
- ・若い保護者に参加してもらいたいのに、親業講座に参加する人は、高齢者が多い(祖父母ということ)。また、参加する保護者は、あまり心配のない家庭である。
- ・学校からの呼びかけに対しては反響が良いが、地域の団体からの呼びかけに対しては反応が鈍い。
- ・父親の長時間労働、企業のあり方、無関心な親への取り組みが必要であるが、個人情報保護の関係もあり、非常に難しいと言える。

その他

- ・社会教育法等改正時の法律案に対する附帯決議で、自発的意思で行われる学習に行政が介入してはならないとされたこともあり、それが基本的なスタンスであると改めて確認していく必要がある。時代も変わってきているが、上から「これが正しい子育て・家庭教育」と押し付けるのは家庭教育とは違うので注意が必要である。

2 支援のための方策の方向に関する意見等

今後はさらに、学習する機会が得られない等の親に対しても、子育てに関する情報を提供し、家庭における育て方を考えてもらうヒントを提案するなど、きめ細かな支援と情報提供を行っていく必要がある。

(1) 家庭教育に関する学習機会の充実

現在「子育て講座(*4)」等を行っているが、さらに、受講者の拡大を図ることが必要である。

家庭教育は、大人に対する学習支援と子どもに対する教育と、分けて考える必要がある。

中高生に、学校教育等の場を利用して、家庭の大切さ、家族のあり方などを教える「未来の親教育」が必要である。

親子が共に同じ体験をする教室などを開催し、親と子のふれあいを進めていくことが必要である。

現在、一部の公民館で行われている「子育てサロン(*1)」の実施を、必要に応じて拡充するとよい。

「子育てサロンサポーター養成講座(*2)」は、内容の充実を進める必要がある。

学びたくとも時間がない、また、働く親が増えている状況から、公民館等で行う講座等において、開催日時、方法等を工夫し、学習機会の拡充に努めることが必要である。

現在行われている事業について、事業そのものの必要性を検証し、事業の実施から評価までを整理・統合する必要がある。

P T A等を通じ、父親の子育て参加を呼びかけることが望ましい。

公民館で行われている「子育て・家庭教育講座(*5)」について、内容や企画・タイトルを一新することが望ましい。

(2) 家庭教育に関する相談及び情報の収集と提供

家庭教育に関する情報を様々な方法で、保護者にも提供する必要がある。

子育てに関する情報は多いが、思春期の子どもに関する情報が少ない。P T A広報誌などを通じて、思春期の子育てに関する情報を提供することが望ましい。

生涯学習情報システム等インターネット情報などについては、パソコンを利用でき

る人でなければ情報を収集することができない。学習の相談や情報収集などができる場所を、区役所等身近な所に設置することを要望する。

民間の行っている事業も含めた、横断的な幅広い情報の収集と提供を行うことが望ましい。

地域から孤立している家庭もある。困っている親や関心のない親に対し、きめ細かな情報提供を行う方策を検討する必要がある。

(3) 行政の役割

公民館等で行われている家庭教育に関する事業の調査を行い、現状を把握し、整理することが望ましい。

家庭教育に関する指導者の養成を進めるための、指導者養成講座の開催と指導者の活用が必要である。

家庭教育に関する事業を実施している所管（生涯学習総合センター、公民館、生涯学習振興課、学校教育部門、子育て部門等）相互の連携を図る必要がある。また、協同で事業を進めていく等の検討も必要である。

図書館及び博物館における、「家庭教育の向上に資する」活動についての実施計画案を作成することが望ましい。

ワークライフバランスという考え方があるが、企業に対して呼びかける必要がある。

公民館、生涯学習振興課、生涯学習総合センターの位置づけや、市長部局の連携強化、家庭教育に関する庁内組織の見直しや、再編が必要である。

第三章 家庭教育支援施策に向けての提言

今期の社会教育委員会議では、「家庭教育」を重要問題として審議を重ねてきた。その結果、さいたま市における今後の家庭教育支援をより実りあるものにするために、次の事項を提言としてとりまとめた。

本会議は、この提言の趣旨が今後の施策に活かされ、すみやかに具現化されることを希望する。

1 家庭教育への取り組みをより充実させること

各事業等の実態を把握したうえで、ひとり親、働いている親等の家庭にも配慮した家庭教育を支援するため、多様な学習機会の提供に努めること。

2 優れた指導者の養成、協力者の確保に努めること

親子の居場所づくり等の事業の充実を図るとともに、そのために必要な指導者（サポーター等）の確保に努めること。また、質の高い指導者を確保のための養成講座、研修等を開催し、人材を育成すること。

3 家庭教育に関する相談・情報提供をより充実させること

誰もが相談しやすい相談体制について研究し、その充実を図ること。

4 行政支援体制の横断的取組みを推進し、事業の充実を図ること

家庭教育は、家庭内だけの問題ではない。学校、企業、地域、行政が利害関係を超えた信頼関係で結ばれた絆のもと、それぞれの役割と責任を担っていくことが大切である。

特に行政においては、生涯学習部門内は言うまでもなく、学校教育部門と連携した取組みを一層推進し、さらに子育て部門との横断的な取組みを深め、家庭教育事業の充実を図ること。

【参 考】

提言に至るまでの経過

開催回	開催日	審議内容
第1回	平成19年7月18日(水)	教育基本法等の改正に基づき、「家庭教育」に関し、広く意見を求める。
第2回	平成19年11月2日(金)	家庭教育をめぐる親等の現状と課題について
第3回	平成20年3月12日(水)	家庭教育における地域の関与について
第4回	平成20年6月30日(月)	家庭教育に関し今後の審議スケジュールについて
第5回	平成20年11月20日(木)	家庭教育における行政の関与について
第6回	平成21年3月17日(火)	家庭教育に関する提言(案)について
第7回	平成21年7月17日(金)	家庭教育に関する提言(最終案)について

さいたま市社会教育委員名簿(任期:平成19年10月1日~平成21年9月30日)

No.	氏名	所属・選出母体等	選出区分	委員在任期間
1	江村 恵子	さいたま市小学校校長会	学校教育関係者	H19.10.1~H20.5.27
	秋元 千代子			H20.5.28~ H21.5.20
	石浜 悦子			H21.5.21~
2	鳥塚 正二	さいたま市中学校校長会	学校教育関係者	H19.10.1~H20.5.27
	井出 英			H20.5.28~ H21.5.20
	横田 守正			H21.5.21~
3	天野 雅裕	さいたま市PTA協議会 会長	社会教育関係団体等関係者	H19.10.1~H20.7.23
	渡辺 紀子			H20.7.24~
4	金澤 千津子	さいたま市男女共同参画 推進団体連絡協議会副会長	社会教育関係団体等関係者	
5	(議長) 小島 章次	さいたま市文化協会理事長	社会教育関係団体等関係者	H19.10.1~H21.1.3 (逝去のため)
6	高窪 昭雄	元(財)さいたま市体育協会 副会長	社会教育関係団体等関係者	
7	高野 津代子	さいたま市地域婦人会会長	社会教育関係団体等関係者	
8	野辺 由郎	さいたまNPOセンター 専門委員	社会教育関係団体等関係者	
9	柳田 秀一	青少年育成さいたま 市民会議副会長	社会教育関係団体等関係者	
10	山崎 政和	青少年社会教育団体 連絡協議会会長	社会教育関係団体等関係者	
11	尾崎 正峰	一橋大学教授	学識経験者	
12	(副議長) 川本 亨二	元日本大学教授	学識経験者	
13	野村 路子	ノンフィクション作家	学識経験者	
14	藤井 正子	元県立高校校長	学識経験者	
15	山田 幸枝	NPO教育支援協会	学識経験者	